

兵庫県基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、平成 31 年 1 月現在における兵庫県内の全市町（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市及びたつの市並びに川辺郡猪名川町、多可郡多可町、加古郡稻美町、播磨町、神崎郡市川町、福崎町、神河町、揖保郡太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町及び新温泉町）の 29 市 12 町の行政区域とする。概ねの面積は 840,094 ヘクタール（兵庫県面積）である。

ただし、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区（大岡アベサンショウウオ生息地保護区）は促進区域から除外する。なお、本区域には自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は存在しない。

また、本区域は下記の環境保全上重要な地域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

環境保全上重要な地域

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
- ・自然公園法に規定する国立公園、国定公園
- ・自然公園法に基づき兵庫県立自然公園条例に規定する自然公園区域
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落
- ・特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約登録湿地）
- ・環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- ・シギ・チドリ類渡来湿地
- ・兵庫県レッドデータブックに掲載されている植物群落、生態系、地形、地質、自然景観
- ・自然再生推進法に基づいて策定した上山高原自然再生事業実施計画の対象地域

(地図)

兵庫県地図(41市町)



(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）
(地理的条件)

兵庫県は、北は日本海、南は瀬戸内海から淡路島を介して太平洋に面している。大阪湾ベイエリアをはじめとする瀬戸内臨海部、中国縦貫自動車道を中心とした内陸部、豊かな自然・観光資源を有し、山陰海岸国立公園の一部をなす日本海沿岸部からなっている。阪神、播磨、但馬、丹波、淡路の5つの地域が、それぞれ異なった気候と歴史の中で、多彩な産業や変化に富んだ地理的・社会的特性、国際性の豊かさなどがみられるところから、「日本の縮図」とも言われている。

(インフラの整備状況)

兵庫県は、中国縦貫自動車道や山陽自動車道などの国土軸となる基幹道路ネットワークが通過する交通の要衝であるとともに、新幹線をはじめとする高速鉄道網、開港 150 年

を迎えた神戸港、関西 3 空港（関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港）やコウノトリ但馬空港など、陸・海・空の交通インフラが充実し、「日本の玄関口」として重要な役割を果たしている。

①道路

県内の全道路延長は、平成 29 年 4 月 1 日現在約 36,790 km であり、このうち高速自動車国道、本州四国連絡道路、都市高速道路、一般国道、主要地方道、一般県道の道路延長は約 6,220km で全体の約 17% を占めている。また、高速自動車国道など一定のアクセスコントロールがなされた走行性の高い基幹道路ネットワークは、平成 31 年 1 月現在約 750km が供用されている。

道路は県民生活を支える最も基礎的な社会基盤として重要な役割を担っており、なかでも基幹道路ネットワークは、物流の効率化や企業立地の促進等による「地域産業の活性化」、地域間の連携強化や観光拠点の周遊性強化等による広域的な「交流の拡大」、「緊急輸送機能の確保」、「交通安全の向上」など様々な役割を担い、雇用創出や教育、医療などの面でも県民の生活を幅広く守り支える基礎的な社会基盤として、兵庫県の発展に大きく貢献してきた。

これまでの整備により、自動車による県庁からの移動時間は、昭和 60 年に 150 分圏域であった洲本市などの淡路島の概ね全域が、明石海峡大橋の開通等により、90 分圏域内となっている。また、昭和 60 年に 3 時間圏域外であった新温泉町などを含めて、平成 27 年には兵庫県全域が 3 時間圏域内となった。今後、北近畿豊岡自動車道や山陰近畿自動車道の整備により移動時間が短縮し、地域間の交流促進が期待される。また、基幹道路をはじめとする幹線道路の結節点付近では、ショッピングセンターなどの商業施設や工業団地、物流団地が整備されている。

兵庫県では、基幹道路について、平成 29 年度に学識者、道路利用者、行政による第三者委員会での議論・検討を経て「ひょうご基幹道路のあり方」をとりまとめており、既存の基幹道路ネットワークに「今後順次整備を進める基幹道路」を加え、東西と南北それぞれ 4 本の基幹道路軸からなる約 920 km の「基幹道路八連携軸」を定めている。

現在、大阪湾岸道路西伸部、神戸西バイパス、中国横断自動車道姫路鳥取線、東播磨道、山陰近畿自動車道、北近畿豊岡自動車道、東播丹波連絡道路の事業推進を図るとともに、名神湾岸連絡線、播磨臨海地域道路等の早期事業化に取り組んでいる。また、基幹道路を補完する幹線道路や街路網整備、連続立体交差事業等の事業推進にも取り組んでいる。

②鉄道

県内の鉄軌道延長は平成 30 年 4 月現在で 961.4km および、山陽新幹線をはじめ、東海道本線、山陽本線、山陰本線などの国土幹線に加え、国鉄の民営化に伴い第三セクターとして運営されることとなった北条鉄道、京都丹後鉄道なども存在している。また、阪急電鉄、阪神電気鉄道といった大手民鉄や神戸電鉄、山陽電気鉄道などの中小民鉄も運行されており、地域の生活を支える基盤としての役割を担っている。

また、山陽電気鉄道－阪神電気鉄道－近畿日本鉄道、神戸市交通局－北神急行電鉄間などで、相互直通運行がなされており、乗り継ぎ抵抗の軽減や移動時間の短縮等の利便性向上を図っている。鉄道の結節点は各地域における交通・物流の要所になっており、

人や物の流れにおいて地域経済の中心的な位置を占めることが多い。兵庫県は面積が広く地勢が多様であるため、鉄道の結節点が複数存在している。特に、神戸市、姫路市、尼崎市など瀬戸内臨海部に多く所在するとともに、宝塚市、朝来市、上郡町など非臨海部においても鉄道の結節点が所在し、その周辺は古くから商業や住居が集積している。

③海上交通

海上交通では、港湾法に基づく港湾は全国に 994 港、県下には 30 港ある。そのうち、兵庫県は姫路港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港など 28 港を管理しており、神戸港を神戸市が、古茂江港を洲本市が管理している。

神戸港は、平成 28 年度の国土交通省「港湾統計」によると取扱貨物量が全国 6 位と国内屈指の貿易港であり、世界 130 余国と結ばれ、国際物流の一大拠点となっている。平成 22 年 8 月に大阪港とともに阪神港として、国の「国際コンテナ戦略港湾」として選定され、コンテナ貨物の集貨を促進し、東アジアの国際ハブポートとなるよう、国、港湾管理者、経済界、港湾事業者が一体となった取組を進めている。

国際拠点港湾である姫路港は、瀬戸内の東部、播磨灘のほぼ中央に位置し播磨工業地帯の中枢港湾であり、播磨地域のみならず兵庫県の物流拠点として、地域経済社会の発展に大きく貢献している。

④空路

空路では、大阪国際空港、神戸空港、コウノトリ但馬空港の 3 つの空港が兵庫県内に所在し、さらには、国際拠点空港である関西国際空港へのアクセスも容易である。

コウノトリ但馬空港は、但馬地域と神戸・阪神地域、さらに首都圏等とを短時間で結び、交流人口の拡大や地域の活性化に多大な役割を果たしている。

兵庫県では、大阪国際空港、神戸空港、関西国際空港については、平成 30 年 4 月に関西 3 空港一体運営が実現したことから、3 空港の最大活用に向けた新たな役割分担を、関西 3 空港懇談会で議論するとともに、国に対し規制緩和を要望する。また、各空港の利用促進協議会に参画し、利用拡大に取り組んでいる。

(産業構造)

「兵庫県民経済計算」によると、平成 28 年度の県内総生産（実質）は、20 兆 2,385 億円となっている。産業別では、第 1 次産業が 816 億円（構成比 0.4%）、第 2 次産業が 54,311 億円（構成比 26.8%）、第 3 次産業が 146,225 億円（構成比 72.3%）となっている。これらの内訳を見ると、特に製造業が 45,271 億円であり全体の 22.4% と最も高いウェイトを占めている。

製造業については、経済産業省「平成 29 年工業統計調査」によると、平成 28 年の製造品出荷額等は 15 兆 1,054 億円で全国第 5 位の地位にある。製造品出荷額等の業種別構成比を見ると、鉄鋼業、化学工業、食料品製造業、電気機械器具製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業 などが全国に比べて高い。特化係数では、鉄鋼業が 2.21、はん用機械器具製造業が 2.03 と高い値を示している。

これまで兵庫県の経済は、鉄鋼業や化学工業、機械等の基幹産業、優れた技術を持つ中小企業、地場産業などの集積を背景に製造業が牽引してきた。また、スーパーコンピュータ

ュータ「京」や大型放射光施設「SPring-8」など、兵庫県が持つ科学技術基盤の活用により、医療、エネルギー、ロボット、航空機等の世界最先端の科学技術の強みを生かした先端産業も集積している。また、神戸市のポートアイランドには「医療産業都市」として国内最大級の創薬、医療関連企業や研究機関等の集積による医療クラスターが形成されるなど、多岐にわたる産業集積がある。

近年の傾向としては、「平成 28 年度兵庫県民経済計算」によると、県内総生産における各産業の構成比は、製造業を含む第 2 次産業が 27.3%であるのに対し、第 3 次産業は 71.6%となっている。また総務省「サービス産業動向調査」によると、2016 年における兵庫県のサービス産業（情報通信業を除く）の年間売上高は、11 兆 600 億円と全国第 8 位（全国シェア 3.7%）の地位にある。特に、運輸業、郵便業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉の全国シェアが 4%以上と高い。その他、スポーツ関連産業については、総務省・経済産業省「2016 年経済センサス活動調査」によるとスポーツ施設提供業は所在数、従業者ともに全国 5 位であり、第 3 次産業の特徴の一つとなっている。

また、経済産業省「平成 28 年情報通信業基本調査」によると、情報通信業の年間売上高は全国の約 80%が東京に集中しているため兵庫県の全国シェアは 0.41%であるが、全国順位は 2,070 億円で 10 位となっているほか、経済産業省「平成 29 年特定サービス産業実態調査」によると、県内 IT 産業の売上高は全国第 8 位の 2,596 億円である。

（人口分布の状況）

兵庫県人口は、阪神・淡路大震災後の一時的な減少期を除き、平成 21 年の 560 万人をピークに減少へ転じている。さらに、平成 30 年公表の「兵庫 2030 年の展望」によると 2030 年には 527 万人となる見込みである。

「平成 27 年国勢調査」によると、平成 27 年 10 月 1 日現在の兵庫県の人口は、神戸地域（※1）に全県の約 28%、阪神南（※2）・阪神北（※3）地域に全県の約 32%が集中し、両地域を合わせると約 6 割を占めている。一方、県土の約 1/4 を占める但馬地域（※4）は、全県人口の 1/30 程度で、県北部、中山間地域、淡路地域（※5）の人口は、面積に比して少ない。

なお平成 29 年の人口は、17,079 人（0.31%）の減少となっている。内訳は自然増減（出生－死亡）で 15,053 人減少、社会増減（転入等－転出等）で 2,026 人減少である。

平成 29 年の出生数は 42,198 人で前年を下回り、死亡数は 57,251 人で 8 年連続 5 万人台となった。

平成 30 年 1 月 1 日現在の地域別人口構成比は、神戸（27.8%）が最も高く、以下、阪神南地域（18.8%）、阪神北地域（13.1%）、東播磨地域（※6）（13.0%）と続いている。

平成 29 年中の人口増減を見ると、県内 10 地域の全ての地域で減少した。人口増減率で見ると、減少率が最も低いのは阪神南地域（△0.09%）で、最も高いのは但馬地域（△1.49%）であった。

※1 神戸地域・・・神戸市

※2 阪神南地域・・・尼崎市、西宮市、芦屋市

※3 阪神北地域・・・伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町

※4 但馬地域・・・豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町

※5 淡路地域・・・洲本市、南あわじ市、淡路市

※6 東播磨地域・・・明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
(参考)

北播磨地域・・・西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町

中播磨地域・・・姫路市、市川町、福崎町、神河町

西播磨地域・・・相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町

丹波地域・・・丹波篠山市、丹波市

2 地域経済牽引事業の促進による経済的效果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

これまで兵庫県の経済は、基礎素材型産業である鉄鋼業や化学工業、また加工組立型産業である機械器具製造業等の基幹産業と、優れた技術を持つ中小企業、地場産業などの集積を背景に、これら製造業が牽引してきた。平成28年度兵庫県民経済計算によると、県内総生産における業種別の構成比は製造業が22.4%と高くなっている。しかし、近年では、新興国企業の台頭などによる鉄鋼業の低迷、造船や電気機械器具製造業の事業縮小、製造拠点の海外シフトなど製造業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

こうしたことから、基礎素材型産業、加工組立型産業を中心とする製造業をより付加価値の高い産業へと変革させていくために、今後は、医療、環境・エネルギー等の企業の持つ技術を生かした成長産業分野を見据えつつ、先端科学技術基盤の活用や規制緩和等の促進、产学研官連携の促進などを図っていく。

併せて、優れた技術やノウハウを持つ中小企業が、経営環境の変化に的確に対応しながら競争に勝ち抜くことができるよう、経営革新や新たな事業展開、海外事業展開への支援など積極的に行い、地域経済を牽引し、また世界に通用するオンリーワン企業を多数生み出すことで、地域経済の活性化を図る。

他方、兵庫県の産業構造は、上述のとおり製造業の存在感が強いものの、平成28年度兵庫県民経済計算によると、県内総生産における第3次産業の占める割合は7割を超える水準まで上昇するなど全国同様に産業のサービス化が進んでいる。今後想定される高齢者の増加や健康寿命の延伸に向け、神戸医療産業都市に集積する企業、研究所の立地等の県内の産業集積を生かし、医療、創薬、福祉、スポーツ等といったヘルスケア等の生活関連産業の創出を図る必要がある。

また、AI・IoT、ビッグデータ等の技術革新による第4次産業革命などによって産業構造が大きく変化する中、製造業の一層の高付加価値化に加えて第3次産業の生産性向上、またイノベーション創出の土台となる情報通信等の知識集約型サービス業の強化・育成も不可欠となる。

今後は、これまで培ってきた技術や人の基盤を生かしながら、最先端の成長産業、地域産業、新たなニーズに対応するサービス業など、多彩な産業が役割を果たし発展することなどを柱とした、活力にあふれた産業、人材、交流が生まれ成長する地域経済を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	—	13,500 百万円	—

(算定根拠)

計画期間の5年間で、1件あたり5,380万円の付加価値を生む250件の地域経済牽引事業を創出する。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」において、記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が5,380万円(兵庫県の1事業所あたり平均付加価値額(2016年経済センサスー活動調査))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的效果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下の効果が見込まれること。

促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で6%以上増加すること。

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

本基本計画には定めない。

(2) 区域設定の理由

本基本計画には定めない。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

本基本計画には定めない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①兵庫県における基礎素材型産業や加工組立型産業等の技術を活用した成長ものづくり分野
- ②兵庫県における医療・スポーツ関連産業等の集積を活用したヘルスケア分野
- ③兵庫県における情報通信業等の集積を活用したIT関連産業分野

(2) 選定の理由

- ①兵庫県における基礎素材型産業や加工組立型産業等の技術を活用した成長ものづくり分野

兵庫県の製造業は、鉄鋼業、化学工業を中心とする基礎素材型産業、はん用機械器具製造業、電気機械器具製造業、生産用機械器具製造業を中心とする加工組立型産業に強みがある。また県内の製造業の事業所数は18,155事業所（全産業の8.5%）、従業者数は404,201人（全産業の18.3%）（総務省・経済産業省「2016年経済センサス活動調査」）となっており、技術力のある先端企業が中小企業を含め数多く所在している。

[基礎素材型産業、加工組立型産業等の状況]

基礎素材型産業の製造品出荷額等でみると、鉄鋼業は1兆7,375億円で全国2位、化学工業は1兆9,986億円で同2位となっている。

兵庫県の製造品出荷額等の全体における構成比は、鉄鋼業11.5%、化学工業13.2%、金属製品製造業5.4%と、これらのウェイトの高さが特徴である。鉄鋼業については、アジアなど新興国企業との競争激化、原材料価格の高騰などの影響があるものの、その存在感は強い。また化学工業は医薬品製剤（化学工業における構成比35.4%）、プラスチック（同17.7%）などのウェイトが高い。金属製品製造業では、メッキ、切削、溶接などで特殊な金属処理技術を持つ企業が多い（データ出典：経済産業省「平成29年工業統計」）。

加工組立型産業を製造品出荷額等でみると、はん用機械器具製造業が1兆1,364億円で全国2位、電気機械器具製造業は1兆4,451億円で同3位、生産用機械器具製造業が1兆422億円で同4位となっている。

はん用機械器具製造業の内訳では、その他の原動機製造業（はん用機械器具製造業における構成比27.5%）、蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（同25.4%）、油圧・空圧機器製造業（同11.5%）、電気機械器具製造業では、内燃機関電装品製造業（電気機械

器具製造業における構成比 37.7%)、発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業(同 15.9%)、ちゅう房機器製造業(同 6.4%)、蓄電池製造業(同 5.5%)、生産用機械器具製造業では、建設機械、鉱山機械製造業(生産用機械器具製造業における構成比 35.5%)、プラスチック加工機械・同附属装置製造業(同 19.2%)、機械工具製造業(同 6.1%)の比率が高い。

また、製造業における構成比が 9.9%と 4 番目である輸送用機械器具製造業は、自動車部分品・附属品製造業(輸送用機械器具製造業における構成比 30.4%)、自動車製造業(同 22.7%)、船舶製造・修理業(同 14.0%)、舶用機関製造業(同 8.0%)、その他の航空機部分品・補助装置製造業(同 6.1%)など、製造出荷単価が高い製造品が中心となっている。

その他の製造業では、食料品製造業と飲料・たばこ・飼料製造業の製造品出荷額等の合計が 2 兆 839 億円で全国 4 位であり、製造業の 13.8%を占めている。中でも酒造好適米の山田錦の日本一の産地でもあるため、国税庁「清酒製造業の概況(平成 29 年度調査分)」によると清酒の生産量が全国 1 位である。また、なめし革・同製品・毛皮製造業は製造品出荷額等が 656 億円で全国 2 位、繊維工業は同 1,262 億円で同 9 位となっている(データ出典: 経済産業省「平成 29 年工業統計」)。

[企業の持つ技術力]

県内には、優れた技術を持ち次世代産業分野を担う先端企業も数多く所在している。特許庁「特許行政年次報告書」によると、兵庫県の 2017 年の特許登録件数は 3,670 件で全国 6 位である。また、スーパーコンピュータ「京」や大型放射光施設「SPring-8」など、優れた科学技術基盤も存在し、県内事業者に活用されている。さらに、「京」の後継機であるポスト「京」も、2021 年頃の運用開始を目標に開発が進んでいる。

基礎素材型産業では、航空・宇宙分野に活用するチタン、新素材である特殊鋼等を用いる材料技術と化学技術を融合させ、部素材のバリューチェーンの強化を図り、新素材の実用化に貢献している事業者が存在する。また、加工組立型産業では航空機用ジェットエンジン、産業用・医療用ロボット、燃料電池、水素ステーション等の先進分野の事業者が各分野において存在するほか、各分野に高度な技術を有する企業が複数存在している。さらに、サプライチェーンの中核として地域経済の好循環を支えている関連産業企業も多く存在する。このことから、基礎素材型産業と加工組立型産業は、県内の地域経済を牽引する競争力の源泉であると言える。

その他の製造業では、兵庫県立農林水産技術総合センターにおいて育成された新品種の酒米の純米酒としての製品化や、また、兵庫県立工業技術センターに設置した繊維工業技術支援センターや皮革工業技術支援センターにおいて新素材の開発等の研究活動や事業者への新商品開発の技術支援を行っており、蓄積された技術の普及を図ることで事業者の新素材・新商品の開発の動きに繋がっている。

また、平成 29 年工業統計によると、県内の中小製造業の事業所は 7,820 力所(製造業総事業所数の 97.8%)、製造品出荷額等は 7 兆 4,811 億円(製造業の製造品総出荷額等の 49.5%)である。中でも神戸・阪神地域、播磨臨海地域には、基礎素材型製造業、加工組立型製造業の大規模事業所が立地し、その周辺を中心に関連企業が集積しており、これらの中小企業には、「オンリーワン企業」と言える高い技術力を持つ企業も多く含まれる。

[県施策の方針]

このため兵庫県では、「ひょうご経済・雇用活性化プラン」において、環境変化に柔軟に対応し、高い付加価値を生み出す「価値創造経済を実現する分野」等を重点戦略分野に設定し、新たな兵庫経済を構築していくこととしている。

強化策の一つとして「稼ぐ力を持つ産業」を掲げ、世界水準の技術を誇る県内企業による先端分野参入支援や中小企業の経営力強化と技術革新・地域資源を活用した新事業展開等の取組により、国内外の需要を取り込み、産業の稼ぐ力を高度化することを目標としている。

また、上述のように、神戸・阪神地域、播磨臨海地域を中心に集積している中小企業には、高い技術力を持つ企業やサプライチェーンの中核となる企業も含まれている。そこで兵庫県では、中小企業が地域の経済及び雇用を支え、地域社会の担い手として重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業の振興の基本となる事項を定めた「中小企業の振興に関する条例」を制定している。

本条例に基づき、中小企業の支援体制の強化、事業活動を担う人材の確保及び育成、雇用環境の整備、新たな事業の展開促進などの各般の施策を総動員することにより中小企業の振興に取り組んでいるところである。

よって、地域経済牽引事業として、中小企業をはじめとする企業の技術力を背景に、基礎素材型産業や加工組立型産業等の事業活動を支援していくことにより、成長ものづくり分野を中心に地域経済牽引事業を促進し、地域経済の好循環を目指していく。

②兵庫県における医療・スポーツ関連産業等の集積を活用したヘルスケア分野

世界全体の高齢化の進展や健康志向の高まりにより、国内外での医療、スポーツ関連のヘルスケア分野の市場規模の拡大が予想される中、県内では、神戸医療産業都市をはじめとした全国有数の医療関連産業の集積があるなど、有力企業が多数所在している。

[医療・スポーツ関連産業の集積の状況]

医療関連産業は国内市場規模 16 兆円（2013 年）の巨大産業であり、2020 年には約 26 兆円、2030 年までに約 37 兆円へとさらに拡大すると見込まれている中、県内の医薬品・医療機器の生産額は、全国第 9 位の約 654 億円（2016 年）で、昨年度比 7.6% 増となっている（データ出典：厚生労働省「平成 28 年薬事工業生産動態統計」）。また、サービス産業における医療・福祉分野については、年間売上高 2 兆 4,910 億円で全国 6 位となっている（データ出典：総務省「平成 28 年サービス産業動向調査」）。

当該産業の県内最大の集積は、神戸市的人工島「ポートアイランド」に所在する先端医療技術の研究開発拠点、医療関連産業の集積である「神戸医療産業都市」である。ここには 350 社・団体(2019 年 1 月末時点)の創薬・医療関連企業や研究機関等が進出し、国内でも最大級の医療クラスターを形成しており、産学官連携による先端医療の研究・事業化の拠点として期待されている。また、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構理事長である本庶佑氏（京都大学高等研究院副院長/特別教授）が 2018 年ノーベル生理学・医学賞を受賞したこともあり、今後も優秀な企業・人材がより集積されることが期待できる。

その他、がん撲滅を目標に設立された、たつの市の兵庫県立粒子線医療センターは、世界初で二種類（陽子線と重粒子線）の粒子線治療を提供できる施設であり、症例は9,000例を超え、世界トップクラスの経験を有しており、周辺には、医薬・健康関連製造業が複数社立地している。

県内の医療関連産業のうち創薬の分野では、基礎研究から非臨床・臨床試験、製造に至るまで内外の大手企業が立地しサプライチェーンが構築されている。また、ロボットメーカー大手と医療用検査機器メーカーの共同出資により、医療ロボットの開発・製造を行う新会社が設立（2013年）されるなどの動きもある。

またスポーツ用品製造・小売、スポーツ施設、スポーツツーリズムといったスポーツ産業においては、県内では、ゴルフ場、フィットネスクラブ等（スポーツ施設提供業）の所在数、従業者は全国5位（データ出典：総務省・経済産業省「2016年経済センサス活動調査」）で、業種として一定の集積がある中、ラグビーワールドカップ2019、2020年オリンピック東京大会、ワールドマスターズゲームズ2021関西を機に、日本経済をリードする成長産業としての発展が期待されている。

健康志向の高まりを受け、スポーツ関連産業は成長産業として潜在力を有しており、特に、県内に本社がある大手スポーツ用品製造企業は、大学やIT産業、製薬企業等他業種との積極的な事業連携により新たな事業展開に取り組んでいる。

[県施策の方針]

このため兵庫県では、「ひょうご経済・雇用活性化プラン」において、環境変化に柔軟に対応し、高い付加価値を生み出す「価値創造経済を実現する分野」等を重点戦略分野に設定し、新たな兵庫経済を構築していくこととしている。

強化策の一つとして掲げる「稼ぐ力を持つ産業」において、医療分野へのロボットの展開など、健康・医療を含む今後成長が見込まれる先端分野へ世界水準の高い技術を誇る県内中小企業の参入を促進させることとしており、2019年度から2023年度の5カ年で、先端医療関連産業（医療機器）の県内企業生産額を4,850億円とすることを目標に掲げている。

特に、神戸医療産業都市には、350社・団体（2019年1月末時点）の創薬・医療関連企業や研究機関等が進出し、国内最大級の医療クラスターを形成しており、今後も产学研連携による先端医療の研究・事業化の拠点として期待されているところである。兵庫県では、神戸医療産業都市に集積する研究機関・企業や健康・医療データ等を生かし、ヘルスケアビジネスの創出を促進する方針である。

また、中小企業の市場参入を図り、人手不足が深刻化する労働集約型産業への省力化設備等導入を支援するため、特に介護業務の合理化に向け、福祉のまちづくり研究所を中心とした介護機器・ロボットや技術開発についても促進していく。

これらの施策により、医療・スポーツ関連産業といったヘルスケア分野の地域経済牽引事業を促進し、地域経済の好循環を目指す。

③兵庫県における情報通信業等の集積を活用したIT関連産業分野

「第4次産業革命」と呼ばれるAI、IoT、ビッグデータをはじめとしたデータ利活用に

関連した技術革新は、動力の獲得、革新、自動化に次ぐ新たな産業構造の変革の契機として、経済に大きな影響を与えると考えられる。

[IT 関連産業分野の状況]

兵庫県の IT 関連産業分野における各指標については、情報通信業の 2017 年度の付加価値額は 1,318 億円で全国 9 位（データ出典：経済産業省「平成 30 年情報通信業基本調査」）となっているほか、同年の県内 IT 産業の売上高は全国第 8 位の 2,596 億円、IT 人材数は、約 13,000 人（2016 年）と全国 9 位（データ出典：経済産業省「平成 29 年特定サービス産業実態調査」のうち、「01 ソフトウェア業」、「02 情報処理・サービス業」、「03 インターネット付随サービス業」の合計）であり、全国的に優位な集積がある。また、情報通信機械器具製造業の製造品出荷額等は 4,421 億円で全国 5 位となっているなど、情報通信業を支えており、AI・IoT 等による技術革新の原動力となっている。

また、IT 関連産業に関する最近の企業の取組としては、中小製造業の企業における IoT 技術の活用による工場間・企業間の生産データ相互活用（「つながる工場」）の実現や、ベテラン従業員のノウハウをデータ化・解析した技術継承や生産性向上など、生産の高度化に向けた取組や、情報サービス関連企業とバス会社等の連携により AI 技術を活用した公道での自動運転車の実証実験が行われるなどの取組が見られる。また、兵庫県で実施している「高度 IT 起業家等支援事業」や「ひょうご IT 事業所開設支援事業」の活用により、イノベーション創出が可能な高度技術を有する高度 IT 事業所の開設や、IT 業界のカリスマの創業・集積が促進されている。

[県施策の方針]

このため兵庫県では、「ひょうご経済・雇用活性化プラン」において、環境変化に柔軟に対応し、高い付加価値を生み出す「価値創造経済を実現する分野」等を重点戦略分野に設定し、新たな兵庫経済を構築していくこととしている。

強化策の一つとして「稼ぐ力を持つ産業」を掲げ、世界水準の技術を誇る県内企業による先端分野参入支援や AI・IoT・ビッグデータ等、今後成長が見込まれる先端分野への県内中小企業の参入促進や、第 4 次産業革命による技術革新が見込まれる中、AI、IoT 等情報通信技術の導入を促進し、工場間・企業間でのデータ相互活用や熟練従業員のノウハウのデータ化・解析によるものづくり企業の生産性・付加価値の向上を進めることとしている。また、将来にわたる経済成長の源を確保するため、高い付加価値を生み出すとともに他産業のイノベーション創出の基盤となる情報通信等の知識集約型サービス関連産業について、5G 等の次世代通信技術等新たな ICT・データ利活用の環境づくりや、事業所開設経費等の支援により集積強化・育成支援を行い、地域の活性化を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（1）総論

兵庫県の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者の

ニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者のニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①「中小企業の振興に関する条例」による支援

標記の条例に基づき、「稼ぐ力を持つ産業」「環境変化に対応し、挑戦する人材」「地域の魅力で沸き起こる交流」を強化策の三本柱として、関連施策を検討、実施する。

②「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」による支援

標記の条例に基づき、県内での企業立地に対し、法人事業税、不動産取得税の軽減措置、設備投資や雇用に対する補助制度、設備投資に対する低利融資制度による支援を検討、実施する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

産業用地情報の開示

引き続き、地域の産業用地情報について、WEB サイト等で公表するなど必要な事業者が必要なときに容易に閲覧できる環境を整備する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

相談体制の整備

兵庫県産業労働部内及び市町の担当部局に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また工場等の立地については、関係法令を所管する県庁内の各部局に調整参事を配置し、事業者からの相談に対応する。

なお、事業環境整備の提案を受けた場合については、関係課及び関係機関と協議の上で対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

「中小企業支援ネットひょうご」を活用した支援

公益財団法人ひょうご産業活性化センターを中心機関として、県内 19 の支援機関と 30 の連携団体で構成される「中小企業支援ネットひょうご」のスキームを活用し、関係機関の連携により地域経済牽引事業者を含む中小企業・小規模事業者への総合的・集中的な経営支援を行う。

(6) 実施スケジュール						
取組事項	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
【制度の整備】						
①「中小企業の振興に関する条例」による支援	継続実施					→
②「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」による支援	継続実施					→
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】						
産業用地情報の開示	継続実施					→
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】						
相談体制の整備	設置	実施				→
【その他】						
「中小企業支援ネットひょうご」を活用した支援	継続実施					→

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、兵庫県が設置している公益財団法人ひょうご産業活性化センター、兵庫県立工業技術センター、公益財団法人新産業創造研究機構等の地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を最大限発揮し、連携して支援の効果を生み出す必要がある。このため、兵庫県では、地域経済牽引事業に取り組む事業者の支援に向け、これらの支援機関の理解醸成に努めるとともに、必要に応じ

て行政と支援機関、支援機関相互の連絡調整を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人ひょうご産業活性化センター

中小企業支援の総合的プラットフォームとしての役割を果たすため、中小企業の創業・連携の支援、経営強化の支援、事業推進の支援などを行う。

創業・連携の支援として、「ひょうご・神戸チャレンジマーケット」による販路開拓・資金調達支援や「ひょうご農商工連携ファンド事業」による中小企業者と農林漁業者との新商品開発支援、助成金・無利子貸付等による起業家支援に加え、「下請企業の取引振興の支援」のため受注機会の拡大に資する「取引商談会」の開催、「下請けかけこみ寺」等による「苦情紛争処理」を行っている。

経営強化の支援として、中小企業診断士等による「総合窓口相談」等の経営相談や経営専門家の派遣に加え、「よろず支援拠点」のサテライト相談所や現地相談会により、中小企業の多様な経営課題の解決を支援する。

また、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「設備貸与事業」を行っている。

さらに、産業団地、工場適地等の情報提供による立地支援、及び海外販路開拓や生産拠点設立など中小企業の海外ビジネス展開支援を行っている。

②兵庫県立工業技術センター

県下唯一の工業系の公設試験研究機関であり、開放型の研究開発施設として技術交流館を整備し、先端機器導入等の機能強化を図るとともに、中小企業の技術の「かけこみ寺」として、技術相談・支援、新たな技術開発を支援する。

また、センターの機器の開放利用等により、企業の課題に対応した技術支援を行い、産学連携を推進する。

③公益財団法人新産業創造研究機構

1997 年に阪神・淡路大震災からの産業復興を目指して設立し、新製品・新技術の研究開発、大学・企業間の技術移転および中堅・中小企業の方々への技術支援等に取り組んでいる。

将来性のある産業群の育成を目指しており、“持続可能なグローバル社会を見据える”ことを前提に、高い成長性が見込まれる「航空機・航空エンジン」、「環境・エネルギー」、「ロボット・AI」および「健康・医療」の 4 分野に加え、特色ある地域の産業を育てるための「地域産業」分野の育成に注力している。

これらの産業分野の地域経済牽引事業に対して、「ものづくり」、「IoT」および「知財」についての技術基盤を活用するとともに、中小企業の AI・IoT 等の IT 活用を促進するための相談窓口を設けるなど、事業の入口から出口までをしっかりと見据えた活動を実施するため、国内外の大学・先端的研究機関、企業、産業支援機関、金融機関および自治体との連携を図りながら取り組む。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を実施する場合には、事業活動等が地域住民に理解が得られるよう関係部局、市町と協調、連携して調整を行う。

また、環境保全上重要な地域内及び周辺地域での整備に当たっては、国や県、市町が定める各種計画等との整合性を図るとともに、自然環境部局と調整を図りつつ、必要に応じて専門家の指導及び助言を得ながら、それらの地域の環境保全が図られるよう十分配慮して実施する。

(2) 安全な住民生活の保全

1 安全な県民生活の確保

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないようにするために、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

①防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、防犯カメラ、街路等を設置する。

道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

②事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

③防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

④警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

⑤地域住民等と連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯を整備した自主防犯活動自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

⑥不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

また、地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、所轄の警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部等と連携を図りながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

2 地域犯罪抑止力の向上

兵庫県では、地域の犯罪抑止力を高めていくため、子供の登下校時を見守るために各学校に配置されているスクールガード等や住民主体の地域での防犯活動組織と警察署・学校等関係機関と連携を深め、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて広報誌や防災行政無線等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

(3) その他

(P D C A体制の整備)

兵庫県が年に1度、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

本基本計画には定めない。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

本基本計画には定めない。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

本基本計画には定めない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から 2024 年度末日までとする。